

第2期下川町総合教育大綱 (下川町教育推進計画)

2019 ~ 2030

(平成31年度～令和12年度)



下川小学校とハルニレ 推定樹齢 830 年

下 川 町
下川町教育委員会
令和6年2月改定

下 川 町 民 憲 章

わたくしたちは、さく北の雄大な自然の中に生きる下川町民です。未来に希望をもち、農・林・鉱の資源を活用して、よりよい下川をつくることに努めましょう。

- 1 心も、からだもすこやかに、あたたかい家庭をつくりましょう。
- 1 よい環境をつくり、青少年のつよく正しく育つまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちづくりに努めましょう。
- 1 きまりを守り、みんな仲よく助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 1 町の歴史を大切にし、文化の高い歴史をきづきましょう。

(昭和41年10月1日制定)



町花 (エゾリンドウ)

昭和52年12月23日制定



町木 (トドマツ)

昭和52年12月23日制定

下 川 町 教 育 是

- 1 北方生活に適応する、健康で明朗な町民
- 2 正義を愛し、敬虔で、豊かな情操をもつ町民
- 3 勤労を尊び、科学的に生活を高める町民
- 4 知性に富み、北方生活文化の向上を図る町民
- 5 責任を重んじ、協調心強く、郷土愛に燃える町民

(昭和30年4月1日制定)

目 次

下川町民憲章・下川町教育是

目 次

第1章 下川町総合教育大綱の策定について	1
1 はじめに	1
2 総合教育大綱の構成	1
3 計画の期間	1
4 計画の体系図	2
5 全体構造図	3
第2章 下川町における教育の現状と課題	4
1 社会状況の変化	4
(1)人口減少と少子高齢化の進展	4
(2)グローバル化と高度情報化の進展	4
(3)学校指導要領の改訂などの教育改革の大きな流れ	4
2 本町の子どもの現状	5
(1)学力等の状況について	5
(2)いじめ及び不登校について	5
(3)体力、運動能力について	5
(4)特別支援教育について	5
(5)キャリア教育について	6
(6)子どもの安全・安心の確保について	6
(7)学校、教職員の取り巻く状況について	6
(8)子どもの生活習慣について	6
(9)学校、家庭、地域の連携について	6
3 下川商業高等学校	7
4 生涯学習	7
(1)家庭教育について	7
(2)青少年教育について	8
(3)成人教育について	8
(4)高齢者教育について	8
5 生涯スポーツ	8
(1)健康スポーツについて	9
(2)競技スポーツについて	9

6 芸術文化	9
(1) 芸術文化活動について	9
(2) 文財保護について	9
第3章 総合教育大綱基本計画	11
施策1 学校教育	11
推進施策1 小中学校教育の充実	11
【展開方針】	
(1) 確かな学力の向上	11
(2) 豊かな人間性を育む	12
(3) 健やかな体づくりと安全確保	12
(4) 特別支援教育の充実	13
(5) 特色ある教育活動の推進	13
(6) キャリア教育の充実	13
(7) コミュニケーション能力の育成	14
(8) 学校と地域の連携・協働の推進	14
(9) 小中連携による教育活動の推進	14
【実践事業】	14
推進施策2 下川商業高等学校への支援	16
【展開方針】	16
(1) 魅力ある学校づくり	16
(2) 入学者確保と在学生への支援	16
【実践事業】	16
施策2 生涯学習	17
推進施策3 生涯学習の振興	17
【展開方針】	17
(1) 家庭教育への支援の充実	17
(2) 青少年教育の推進	17
(3) 成人教育の推進	17
(4) 高齢者教育の推進	18
(5) 生涯学習施設の機能充実	18
【実践事業】	18

推進施策 4 生涯スポーツの振興	19
【展開方針】	19
（1）健康スポーツの推進	19
（2）競技スポーツの向上	19
【実践事業】	19

推進施策 5 芸術・文化の振興	20
【展開方針】	20
（1）芸術文化活動の推進	20
（2）文化財の保護及び活用の推進	20
【実践事業】	20

資料編

・用語解説

第 2 期下 川 町 総 合 教 育 大 綱

(下川町教育推進計画)

【第 1 章 総合教育大綱の策定について】

1 はじめに

この総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の取組方針を定めるとともに、学校教育の計画及び下川町社会教育中期振興計画について定めるものです。

また総合教育大綱は、下川町のまちづくりの指針・ビジョンとなる「下川町総合計画」に基づき、町長と教育委員会で構成する「下川町総合教育会議」において、協議・調整し、本町の教育施策の目標や展開方針を総合的に策定したものです。

2 総合教育大綱の構成

総合教育大綱は、次の 3 つの章で構成しています。

○第 1 章 総合教育大綱の策定について

○第 2 章 下川町における教育の現状と課題

○第 3 章 総合教育大綱基本計画

3 計画の期間

対象期間は、平成 31 年度（2019 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 12 年間とし、前期（4 年）、中期（4 年）、後期（4 年）とし、第 6 期下川町総合計画期間と同一としています。

また、展開方針においては、各期 4 年毎に見直しを行い、実践事業においては、毎年度見直しを行います。（ローリング方式）

第 2 期下 川 町 総 合 教 育 大 綱

(下川町教育推進計画)

【第 1 章 総合教育大綱の策定について】

1 はじめに

この総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の取組方針を定めるとともに、学校教育の計画及び下川町社会教育中期振興計画について定めるものです。

また総合教育大綱は、下川町のまちづくりの指針・ビジョンとなる「下川町総合計画」に基づき、町長と教育委員会で構成する「下川町総合教育会議」において、協議・調整し、本町の教育施策の目標や展開方針を総合的に策定したものです。

2 総合教育大綱の構成

総合教育大綱は、次の 3 つの章で構成しています。

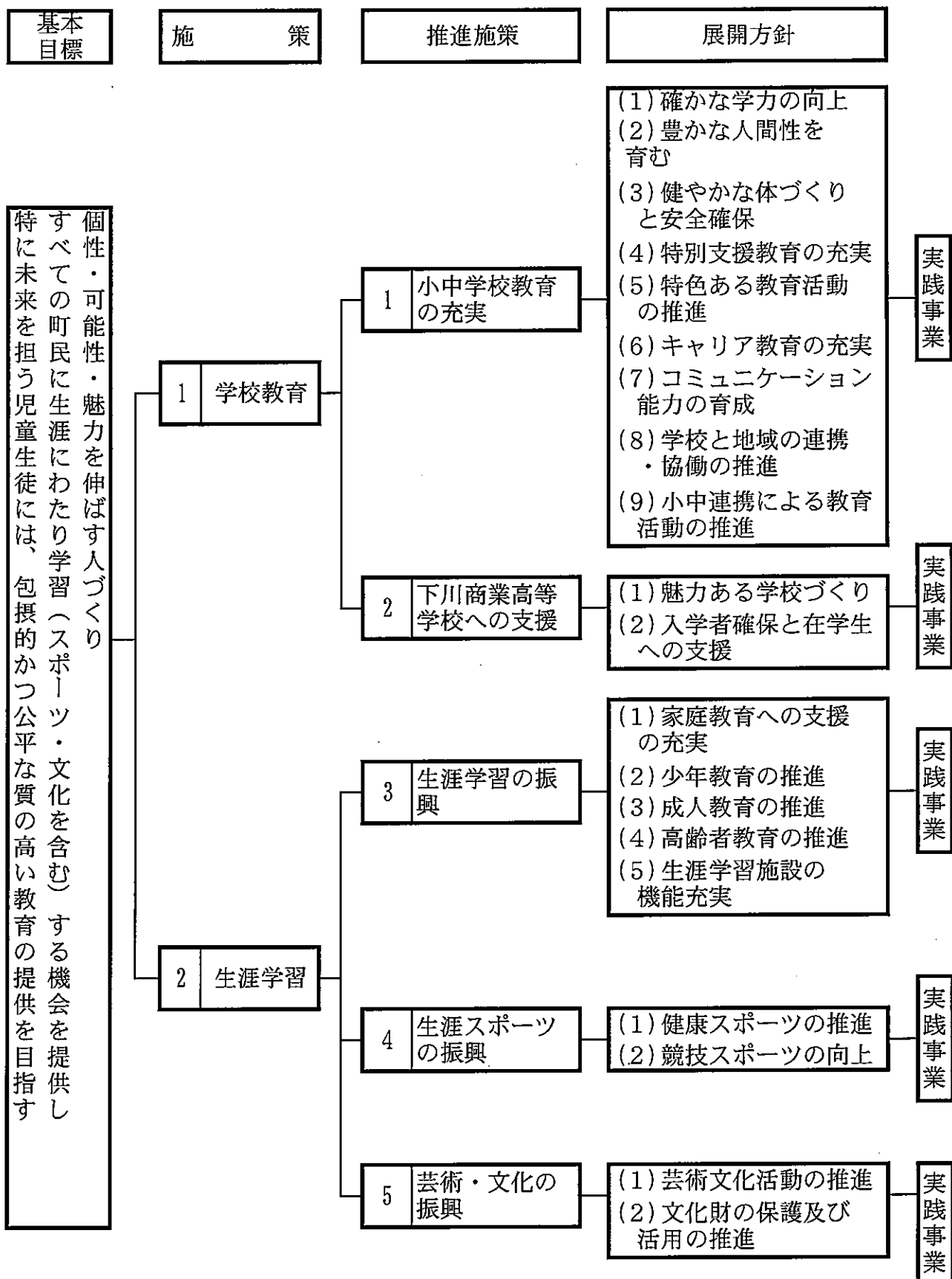
- 第 1 章 総合教育大綱の策定について
- 第 2 章 下川町における教育の現状と課題
- 第 3 章 総合教育大綱基本計画

3 計画の期間

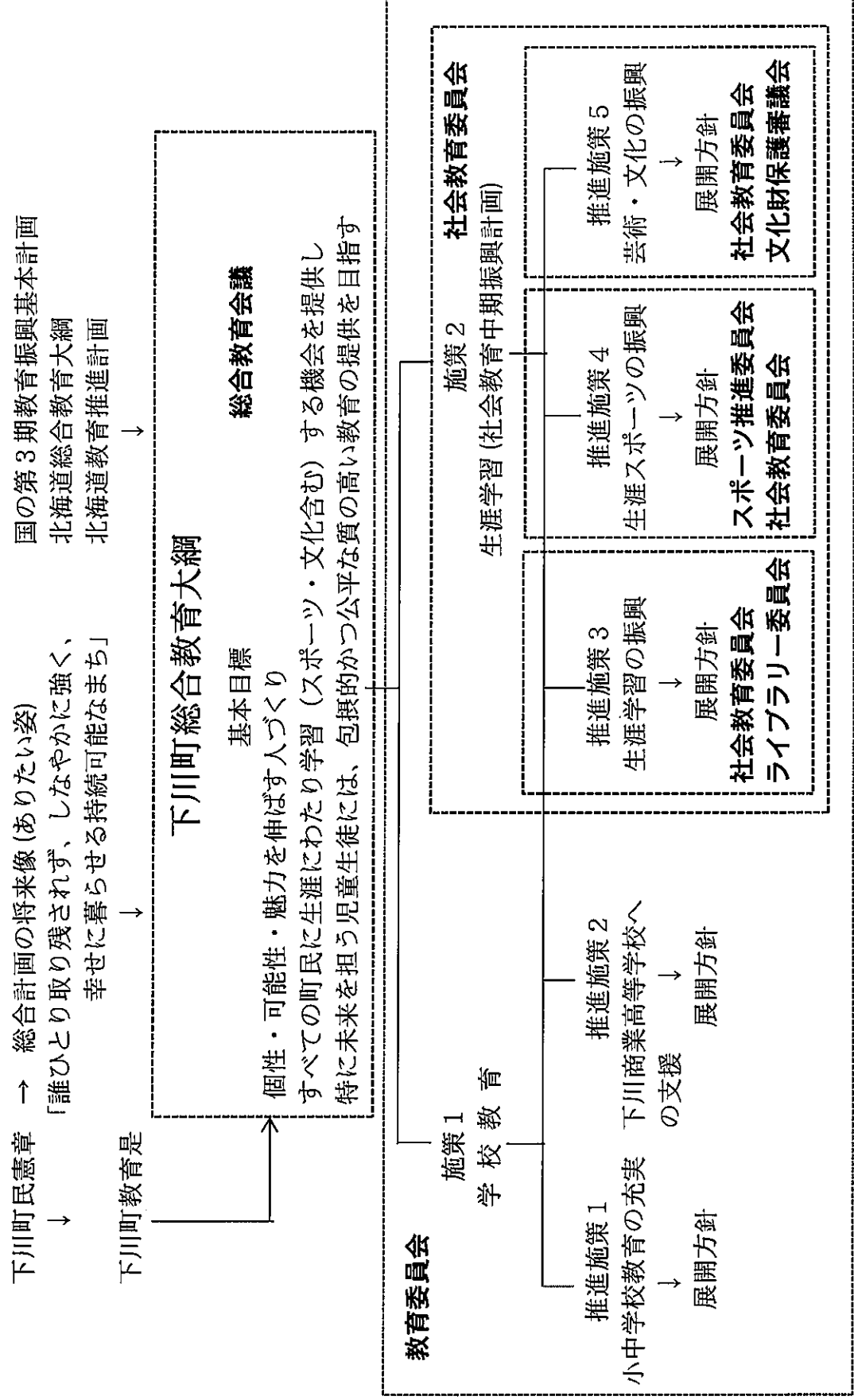
対象期間は、平成 31 年度（2019 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 12 年間とし、前期（4 年）、中期（4 年）、後期（4 年）とし、第 6 期下川町総合計画期間と同一としています。

また、展開方針においては、各期 4 年毎に見直しを行い、実践事業においては、毎年度見直しを行います。（ローリング方式）

○計画の体系図



下川町総合教育大綱全体構造図



【第2章 下川町における教育の現状と課題】

1 社会状況の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

下川町の人口は、昭和35年の15,555人をピークに年々減少し、令和4年度末では3,000人を切り2,943人であります。

また、少子高齢化により、40歳以下の人口及び年少人口（15歳未満）の割合が依然低い状況にあります。

このような状況は、地域産業を支える担い手の不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など、町民生活に様々な影響を及ぼすものであり、学校や地域社会が一丸となって、学びの質の維持・向上に取り組むことが求められています。

(2) グローバル化と高度情報化の進展

急激に進展する国際化においては、積極的にチャレンジする姿勢や町への誇りと異なる文化との寛容を身に付け、加速化するグローバル化に柔軟に対応することができる人材を育成することが求められています。

また、ICT(※)の進化は様々な分野に大きな変化をもたらし、今や、生活や企業の活動を支える社会基盤となっており、ICTの利活用はさらに進展することが予想されます。

ICTの利活用の促進により、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能となり、住み慣れた地域で快適な暮らしができるようになるなど、生活の質的な変化が期待されています。

しかし、子どもたちには、GIGAスクール構想(※)によって整備されたICT環境により、ICTを主体的に使いこなす力が求められている一方、有害情報(※)の氾濫や個人情報の漏えい、ネット依存症(※)といった問題も発生していることから、インターネットの危険性や情報モラル(※)について正しい知識を身に付けさせることも重要になっています。

(3) 学習指導要領の改訂などの教育改革の大きな流れ

国においては、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の充実を目指して、幼稚園教育要領及び学習指導要領の改訂が行われました。

義務教育までの成果を確実につなぎ、子どもたち一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させ、これからの時代に求められる力を育成することが求められています。

2 本町の子どもたちの現状

(1) 学力等の状況について

「全国学力・学習状況調査」(※)の結果によると、ここ数年の結果は小・中学校とも全国・全道平均より良い科目もありますが、全国・全道平均より下回る科目もあり、更に年度毎に差がある状況であります。

また、児童生徒のアンケートからは、基礎的・基本的な学習内容の定着に依然として課題があることや、1日の家庭における学習の時間が少なく、ゲームやスマートフォン等をする時間が長いなど、生活習慣に課題があることが明らかになっています。

こうした課題の解決を図るためには、教育委員会や学校、家庭、地域が課題を共有し、一体となって確かな学力の育成に向けた取組を総合的に進めていく必要があります。

(2) いじめ及び不登校について

平成29年4月に「下川町いじめ防止対策推進条例」が施行され、家庭や学校、地域が連携していじめの早期発見、早期解消を図っています。

本町においては、近年いじめと認定された事案はありませんが、学校での年2回のアンケート調査の実施や、教職員による児童生徒の様子等を細かく観察しながら、早期発見、早期解消など、緊張感とスピード感を持って対応することが重要です。

不登校については、本町の小規模な学校においても起こり得ることから、担任のみならず養護教諭や管理職を含めた複数の教職員できめ細やかな対応が必要であります。

(3) 体力、運動能力について

子どもの体力については、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、依然として低い状況にあります。

体力は、意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わっており、あらゆる活動の基盤となるものであることから、子どもたちに運動や外遊び、スポーツの楽しさを実感させ、運動習慣の改善を図ることが必要であります。

(4) 特別支援教育について

インクルーシブ教育システム(※)の構築に向け、特別支援教育を着実に推進していくことが求められており、全ての学校において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

小・中学校において、特別支援学級の在籍者による指導を受ける児童生徒が増加しているほか、通常学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、学校全体で特別支援の専門性の向上を図るとともに、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行う必要があります。

また、卒業後の進路先や社会生活における相談窓口等についても、情報提供を行っていく必要があります。

(5) キャリア教育^(※)について

社会で必要される知識や技能が急速に変化している中で、子どもたちが社会で自立し、自分らしく生きることができるようになるための教育が求められています。

このため、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力のもと、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育み、子どもたちのキャリア教育の一層の充実が必要であります。

(6) 子どもの安全・安心の確保について

婦人交通安全指導員の登校時の交通安全指導やボランティア団体による下校時の見守りや、スクールガードリーダーによる通学路の点検、関係者による通学路における緊急合同点検の実施や、交通安全教室を実施しております。

また、災害に応じた避難訓練の実施や不審者の情報については、関係機関が連携して迅速な対応を行っておりますが、引き続き関係機関等が連携して、児童生徒の安全対策に努める必要があります。

(7) 学校、教職員の取り巻く状況について

近年、学校現場を取り巻く様々な教育課題への対応を背景とした教員の多忙化が課題となっております。

そのため、教育委員会では、平成30年度に「学校における働き方改革 下川町アクション・プラン」を策定し、学校、家庭、地域、行政が密接に連携して、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保等に向けた業務改善が必要であります。

(8) 子どもたちの生活習慣について

不規則な生活や朝食を食べないなど生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。

「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、下川町においては、「朝食を毎日食べているか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ているか」「毎日、同じくらいの時刻に起きているか」の設問に、多くの児童・生徒は「している」「どちらかといえばしている」との回答でしたが、一定数「していない」という回答もあり、望ましい生活習慣の定着に課題が見られます。

(9) 学校、家庭、地域の連携について

各地域において、児童生徒数の減少に伴い学校が小規模化することによる教育上のデメリットの顕在化、人口減少による地域コミュニティの衰退、多様化する価値観、家族形態の変容による地域社会等のつながりや支え合いの希薄化など、学校や地域、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、地域住民の知識や経験等を子どもたちの学びに活かすことが、ふるさとに根付く

子どもたちを育て、地域の振興・創生にも繋がっていくことから、学校と家庭、地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に向けた取組を進めていくことが重要であります。

3 下川商業高等学校

全国的な生徒数の減少により、下川商業高等学校は士別翔雲高等学校の地域連携校(※)として1間口を確保しておりますが、令和5年度は入学者が27人と一定数生徒確保が図られております。

令和に入り、入学者は30人前後で推移しておりますが、今後とも下川町において高等学校教育を受けられる環境を維持するため、下川商業高等学校の存続に対する地域一体となった魅力ある学校づくりの支援を充実させ、町内外からの生徒確保を今後も継続していく必要があります。

4 生涯学習

少子高齢化により、少年団や社会教育団体、スポーツ団体等における活動への影響を及ぼすとともに、核家族化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化など、急激に変わる社会情勢により、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。

また、地域社会においては、年代や職業、障がいの有無などを問わず様々な状況や立場の人々が生涯学習を通して、一人ひとりがそれぞれの能力や可能性を高めることはもとより、変化に対応できる知識や技能を身に付け、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが一層重要となっています。

このため、町民が生きがいをもって豊かで充実した生活を送るために、生涯各期にわたる学習機会の提供を図るとともに、学んだ成果を地域社会で活かせる環境づくりを行う必要があります。

2020年には「2030年における下川町のありたい姿」の目標「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」をめざすため、学校・家庭・地域から集まった委員16名が地域で子どもたちを育む環境をどのように創っていくべきか話し合い、地域共育ビジョン(※)を策定しました。

下川町の子どもたちが、先行きが不透明で変化の激しい時代にも、しなやかに対応し、挑戦、包容力や寛容性、先見性、創造性などの「下川らしさ」を引き継ぎながら、新しい社会を担っていくために必要な環境や機会を、地域の大人として創り出していきます。

(1) 家庭教育について

急激な社会の変化により、子どものしつけや育児に不安を持つ親や、無関心な親などが見られる反面、過保護や過干渉な親がいるなど、家庭の教育力低下が指摘されています。

子どもにとって家庭は、親子の絆形成や、しつけ、習慣などの人格の基礎を築くとともに、安らぎ喜び、そして生きる活力を与えてくれる場所であり、全ての教育の原点であります。

また、家庭や地域の教育力低下が問題視される中、それぞれの役割や機能を理解し、連携しながら課題に取り組み、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要です。

(2) 青少年教育について

少年期は、家庭及び学校・地域社会の中で育まれることにより、次第に自立意識が芽生え、自己を確立し個性を生かした行動をするようになる最も重要な時期であります。

このような時期、下川町の子どもたちの生活では、テレビやビデオの長時間視聴やゲーム、スマートフォン、SNS(※)などの1日の総接触時間が多く、そのことが慢性的な睡眠不足や不規則な食事など、生活習慣の乱れを招き、学習・体力の低下につながるとともに、コミュニケーションの希薄により、子ども達の心と身体に悪影響が懸念されます。そのために、こどもたちの「生きる力」や「次代を担う子どもが自ら未来を切り拓いていく力」を育成していかなければなりません。

(3) 成人教育について

成人期は、生涯の中で最も長い時期であり年代も幅広く、家庭や職場、地域などで中心的な役割を担っています。社会的役割を認識し、地域的課題や生活課題の解決のために実践を通して自己の成長、実現を目指す時期です。また、社会の大きな変化により、現代的課題は複雑化、深刻化しており、多種多様な学習活動が必要となっています。

(4) 高齢者教育について

高齢化社会にあって、高齢者一人ひとりが生きがいのある人生を送るために、現代社会に対応した学習機会の提供が必要であります。

近年の高齢者は健康で活動的であり、個々人の趣味や娯楽など日常生活全般にわたって多様化し、現役で活躍する高齢者が増え、高齢者としての年齢意識が変わってきています。

また、様々な手口による高齢者を狙う特殊詐欺などの被害に遭う高齢者も少なくないことから、新しい課題に対応した学習機会の提供が重要であります。

更に、高齢者が人生経験で培ってきた知識や技術を、子ども達や地域に伝えることは、高齢者の生きがいにつながることから、世代を超えた交流の場の提供と、地域参加への機会を作ることが必要であります。

5 生涯スポーツ

年々、健康に関する意識が高まっていることから、個々人の年齢や体力にあった気軽に楽しむ健康スポーツに触れる機会と、その環境整備の充実を図ることにより、健康寿命を伸ばすことが重要となっています。

一方、競技スポーツにおいては、スポーツ少年団が国内外で活躍しており、特に、下川町の伝統であるスキージャンプ競技においては、オリンピックや世界選手権で活躍する選手を多く輩出しています。

今後においても、世界に通用する選手を輩出するため、競技力向上に向けて、少年団への支援や高い技術を習得するための環境整備を図っていく必要があります。

(1) 健康スポーツについて

生涯にわたって年齢や体力に応じた様々なスポーツに親しむ町民が増加し、健康づくりや体力づくり、健康増進と、心身の疲労回復向上、生活習慣病の改善などを目的に行われています。

一方では、スポーツ活動が苦手などの理由から、スポーツ活動をしない町民も多くいることから、年齢やレベルに応じた気軽にできる健康づくりスポーツ活動の機会を提供する必要があります。

また、既存のスポーツ団体においては、少子高齢化により活動が停滞する団体もある一方仲間づくりを主体に活動するスポーツ団体も活動している状況にあります。

(2) 競技スポーツについて

現在、体育協会やスポーツ少年団本部を中心に競技スポーツが行われています。近年の少年団等から全道・全国大会に出場する子どもたちが多数おり、特に、下川町はノルディックスキー(※)の専門指導員を2名配置し指導体制の充実によりスキージャンプを中心に世界に通用する選手を輩出し、下川町の誇りとなっております。

しかし、少子化により、本町の競技スポーツの活動に大きな影響が出ており、スポーツ少年団やスポーツ団体が減少し、様々なスポーツ競技に接する機会が減少し、子ども達がスポーツを選択する余地が狭まり可能性を伸ばしきれない状況になっています。

6 芸術文化

(1) 芸術文化活動について

芸術文化活動は、町民の心の豊かさと潤いをもたらし、個性豊かな地域文化の創造の基盤をなすものであります。

本町では、公民館を中心に各文化サークルが自主的に活動をし、更に文化祭においては、文化協会を中心に日頃の文化活動の成果を発表していますが、サークルメンバーの固定化や高齢化、後継者不足等により、活動が縮小や休止するサークルも見られる一方、任意のサークルにおいて会員数の増など活発に活動しているサークルがあることから、引き続き活動への支援が必要であります。

また、質の高い芸術文化に触れる機運が高いことから、機会の充実を図り、その地域に根ざした文化活動の推進を図る必要があります。

(2) 文化財保護について

郷土の歴史・自然・風土の中から形成される文化財は、貴重な歴史文化遺産であり、後世に伝承されるとともに、将来の郷土の発展の礎をなすもので、郷土意識を育てる上で重要な

ことであります。

下川町の指定文化財は、無形文化財 1 件、天然記念物 2 点、埋蔵文化財包蔵地 7 0 カ所を指定し、文化財の保存に努めています。

文化財の資料の収集、保存、整理や展示を行うとともに、文化財に親しみと理解を深める学習機会を行うなどの利活用により、文化財に対する興味、関心を高めることが大切です。

また、郷土芸能については、引き続き伝承活動機会の推進と、団体の活動、後継者養成に向けた支援を行う必要があり、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、伝承活動の推進や、文化財の保護活用を図る必要があります。

【第3章 総合教育大綱基本計画】

本計画は、「すべての町民に生涯にわたり学習(スポーツ・文化を含む)する機会を提供し、個性・可能性を伸ばす人づくり～特に未来を担う児童生徒には、包摂的(※)かつ公平な質の高い教育の提供を目指す～」を基本目標に、「学校教育」と「生涯学習」の2つの施策、「小中学校教育の充実」「下川商業高等学校への支援」「生涯学習の振興」「生涯スポーツの振興」「芸術・文化の振興」の5つの推進施策及び各実践事業実施のための「展開方針」を示しています。

この展開方針は、子どもたち一人ひとりに身に付けさせるべき資質・能力の育成や、教育環境づくりの観点から、「知育」、「徳育」、「体育」、「家庭・地域」、「学校」、「生涯学習」、「生涯スポーツ」、「芸術・文化」の視点を基に整理したものです。

また、E S D教育(※)「持続可能な開発のための教育」を推進するため、持続可能な社会づくりの担い手を育むことが必要であります。

E S D教育を推進するには、

○人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと

○他人との人間性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

この2つの観点が必要であります。そのため、環境、平和や人権等のE S Dの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的(※)かつ総合的に取り組むことが重要であります。

施策1 学校教育

推進施策1 小中学校教育の充実

【展開方針】

(1) 確かな学力の向上

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

各学校において、学習指導要領に基づいて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、自分の考えを発表したりグループで話し合ったりする活動を取り入れるなど、「主体的・対話的で深い学び」(※)を実現することができるよう、学校全体で授業改善に取り組む体制づくりを支援します。

主体的・対話的で深い学びの過程で、I C Tを効果的に活用したり、きめ細やかな指導による持続可能な指導・運営体制を構築し、学んだことの意義を実感できるような教育活動を展開したりするなど、学びの質を高める取組を推進します。

○家庭学習の支援

各学校での復習を中心に振り返りによる習熟度を上げる取組の実施と連携して、教育委員

会ではウィークエンドスクールによる家庭学習の機会を提供し、学習の定着化と家庭での学習する習慣付けを推進し、学力向上を推進します。

(2) 豊かな人間性を育む

○道徳教育の充実に向けた教育の推進

よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳科の指導方法等の工夫改善や指導体制の確立を図るため支援します。

○人権教育の充実

誰に対しても分け隔てせず、公正、公平な態度に接し、自他を尊重する思いやりの心を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実を図られるよう支援します。

生命を尊重する心や思いやりの心など、児童生徒の心の教育の重要性について広く周知するとともに、地域における人権教育の推進に取り組みます。

(3) 健やかな体づくりと安全確保

○学校における体力向上の取組の推進

各学校の実践など体育・保健授業以外の学校の創意工夫による体力向上の取組を推進します。

また、道内外のアスリートの指導による児童生徒運動の技術能力向上と夢と希望を与える機会の提供を図ります。

○学校、家庭、地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実

地域共育ビジョンで策定した、学校・家庭・地域がつながり子どもが誰ひとり取り残されず全体が大きな家のような共育のまちを目指し取組を推進します

また、本町の特色を活かした冬季スポーツの運動機会の充実を含め、年間を通じて運動やスポーツに親しみ、望ましい運動生活習慣の定着を図るため、家庭や地域と連携を図り体力向上の取組を充実させます。

○いじめへの取組の充実

いじめの未然防止の取組を進めるため、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動を推進します。

いじめの早期発見の取組を進めるため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の集約と共有化を図る学校体制の充実を図ります。

ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、地域の関係機関、団体など、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリング^(※)の徹底、ネットパトロールの実施などの取組を推進するほか、ネット使用にともなうルールや注意事項など家庭で話し合う際のポイントを示した資料を作成・配付するなど、家庭等におけるルールづくりを一層進めます。

○生活安全に関する教育の充実

登下校時や日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について学校教育活動全体を通じて理解させるとともに、防犯教室及び防犯訓練を実施するなど、保護者や地域の関係団体等と連携して防犯への意識の高揚を図る取組を推進します。

また、警察等からの不審者情報を保護者や地域の関係団体と共有するなど、地域社会と連携した取組を推進します。

○交通安全に関する教育の充実

小学校入学前の子どもに対する交通ルールや安全に関する必要な知識・技能を身に付けさせる取組のほか、児童生徒に対する交通安全知識や自転車乗車マナーなどを習得させる取組などにより、交通事故の加害者とならないことも含めた、交通事故防止に対する意識の高揚を図る取組を推進します。

また、関係機関による通学路の安全点検などを実施していきます。

○災害安全に関する教育の充実

下川町防災計画を踏まえた危機管理マニュアルの点検・見直しなどを通じて、教職員や児童生徒に対し、避難経路や避難場所をしっかりと理解させるとともに、消防等の関係機関と連携した避難(防災)訓練の実施などを通して、災害発生時における児童生徒の安全確保体制の充実を図ります。

(4) 特別支援教育の充実

○切れ目のない一貫した指導や支援の充実

障がいのある子どもたちの個別の指導計画(※)、支援計画(※)の充実を図るとともに、学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、学校・関係機関との連携や保護者との連絡調整を行うほか、特別支援教育相談員(※)、特別支援教育支援員(※)を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

(5) 特色ある教育活動の推進

小中学校の全学年が「総合的な学習(※)の時間」を活用し、森林環境プログラム(※)による各種森林体験を行っており、認定こども園や下川商業高等学校においても、森林とのふれあいから林業としての森林活用まで一貫して学べる森林環境教育(※)を推進します。

食育については、栄養教諭の栄養指導のほか、地産地消の学習や給食における地場食材活用など安全・安心な給食を提供します。

(6) キャリア教育の充実

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育てるため、小・中学校におけるキャリア教育を推進するとともに、主体的に社会の形成に参画する意欲や態度を育成するため主権者教育の充実を図ります。

(7) コミュニケーション能力の育成

児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科におけるディスカッション等による効果的な指導助言を行います。

また、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実が図られるよう、児童生徒の人間関係づくりやコミュニケーション能力育成を推進します。

更に、より良い人間関係を形成するために必要な社会的スキルを育成する活動を教育課程に位置付けるよう指導・助言し、コミュニケーション能力を育成する取組を支援します。

(8) 学校と地域の連携・協働の推進

○地域の教育力を活かした学校づくりの推進

小中学校においては、コミュニティ・スクール(学校運営協議会) (※)を活用して、幅広い地域住民等が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて子どもの成長を支える「開かれた学校づくり」を推進します。

また、子ども達が、多様な体験活動を行うことができるよう、経験や技能を持つ地域人材を活用した魅力のある教育活動や、子ども達の補完的な学習サポートの機会を支援します。

(9) 小中学校連携による教育活動の推進

小中学校が教育目標を共有し、教育課程に関する共通した取組の充実を図ることができるよう、小中連携教育を推進し、9年間の義務教育を見据えた教育活動の推進を図ります。

【実践事業】

No	事務事業名	事業内容
1	総合教育会議・教育委員会議	【総合教育会議】首長と教育委員会で構成され、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を目的とする。 【教育委員会議】教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、公正かつ適正に行うことを目的とする。
2	小学校施設等管理事業	学校教育法第29条に基づき、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とするとともに、児童の教育環境の充実を図る。
3	小学校施設改修事業	児童の教育環境や安全性の確保のため必要に応じ改修等を実施

4	中学校施設等管理事業	学校教育法第 45 条に基づき、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とするとともに、生徒の教育環境の充実を図る。
5	中学校施設改修事業	生徒の教育環境や安全性の確保のため必要に応じ改修等を実施
6	小学校・病院熱供給施設管理事業	小学校・病院へ供給している熱供給施設の管理
7	小中学校一般事務費	各学校における環境整備や各種団体負担金等
8	ウィークエンドスクール事業	教育水準の維持・向上の一環として、児童生徒の学力向上を図る。
9	就学援助事業	学校教育法第 19 条に基づき、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、就学に係る費用を扶助することで、児童生徒が等しく教育を受けられる機会を確保することを目的とする。
10	通学援助事業	遠距離を通学する児童生徒の負担軽減と安全を確保することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
11	特別支援教育事業	学校教育法第 81 条に基づき、児童生徒一人ひとりに適した特別支援教育の推進を図ることを目的とする。
12	特色ある学校づくり事業	小中学校の総合的な学習の時間等において、地域の自然や人々から様々な特性を学ぶなど、地域性豊かな特色ある教育活動を推進することで、児童生徒の個性や独創性、創造力、郷土愛などを育むことを目的とする。
13	語学指導事業	児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上、町民との国際交流の推進を図ることを目的とする。
14	児童生徒安全対策事業	児童生徒の交通安全等の確保を目的とする。
15	教職員研修事業	教職員の資質向上を推進し、学校教育の充実を図ることを目的とする。
16	学校給食共同調理場管理運営事業	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、健全な発達・成長に寄与することを目的とする。
17	学校給食共同調理場施設改修事業	児童生徒への安心安全な給食提供により、心身の健全な発達・成長に寄与することを目的とする。

18	部活動支援事業	心身の健全な育成を図るため、中学校部活動の支援を目的とする。
19	教育総務費一般事務費	地方教育行政の組織及び運営推進に伴う教育委員会事務の運営
20	コミュニティ・スクール事業	学校運営全般に対して意思決定を行うとともに、地域住民が責任を持って主体的に学校に参画し、子どもたちの成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進めることを目的とする。
21	学校教材費等助成事業	児童生徒の教材費等に係る経費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することで、子育て環境の充実を図るとともに、児童生徒の健やかな成長を支援することを目的とする。

推進施策 2 下川商業高等学校への支援

【展開方針】

(1) 魅力ある学校づくり

(2) 入学者確保と在学生への支援

下川商業高等学校に対しては、地域連携校として「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会(※)などの体験的なキャリア教育、地域の特性を生かした森林環境教育など特色ある教育活動を支援するほか、存続及び発展に向けた振興策を強化し、生徒確保に努めます。

【実践事業】

No	事務事業名	事業内容
1	下川商業高等学校教育振興協議会交付金	下川商業高等学校の魅力ある学校づくりを支援するための教育振興協議会への交付金
2	下川商業高等学校部活動支援事業	下川商業高等学校の魅力ある学校づくりを支援するための体育文化後援会への交付金
3	下川商業高等学校入学促進事業	下川商業高等学校の存続を図るための入学者に対する準備金、遠距離通学者及び下宿生に対する助成金等
4	多目的宿泊交流施設管理事業	下川商業高等学校及び下川中学校への通学困難な生徒の宿舎として運営
5	下川商業高等学校卒業生就学資金助成事業	下川商業高等学校への進学の魅力を高めるため、卒業して大学等に進学する生徒・保護者への教育支援として、教育ローンの返済利子分を助成。

施策2 生涯学習

推進施策3 生涯学習の振興

【展開方針】

(1) 家庭教育への支援の充実

親子の絆を深め、子どもの健全な心と身体を育てる家庭教育支援に努めます。

○家庭教育に関する学習機会の充実

学校・家庭・地域が連携し、保護者が子どもの望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりすることができる機会の提供を行います。

また、PTA等の関連機関と連携して、親子のふれあいの場の提供、運動習慣や食習慣など子どもの生活リズム向上に関する啓発資料の配付、デジタルメディアとの関わり方に関する学習機会の提供を行います。

(2) 青少年教育の推進

○生活習慣の改善

デジタルメディアに対する過剰な接触など、家庭での生活習慣改善について、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

○身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解の促進

地域の施設や人材、文化財、基幹産業、自然など、身近な教育資源を積極的に活用した学習機会充実を図ります。

また、児童生徒に地域に伝わる郷土芸能に触れる機会の提供や、先人の知恵を学ぶための郷土学習の機会の提供により、郷土愛を育み、次代を担う少年の育成に努めます。

○家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成の推進

家庭、学校、地域が連携して、異世代交流を促進し、次代を担う青少年を育成することで、青少年健全育成を推進します。

○放課後の居場所づくりの確保

家庭、地域、学校が連携し、児童の放課後の居場所づくりや体験活動の充実により、子ども達の健やかな心身の成長を図り、未来を担う子どもたちの育成と地域教育力の向上に努めます。

(3) 成人教育の推進

○生涯を通じた学びの支援による人づくりと地域づくり

時代の変化や生活や就労等ための必要な学びを支援することで、仲間づくりや人づくりを推進し、生涯を通して学び続ける社会を構築します。

また、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、学んだ成果を活かし認められる「豊かな人生」と「生きがいづくり」を創出します。

(4) 高齢者教育の推進

○高齢者の生きがいづくりのための学習機会の提供

高齢者が豊かな人生経験で培ってきた知識や能力を伝えるための異世代交流の機会を提供など、地域活動への参加による生きがいづくりを創出します。

また、健康や体力にあった健康づくりの推進や趣味活動の充実を推進します。

(5) 生涯学習施設の機能充実

学習拠点である公民館、町民会館図書室、ふるさと交流館等郷土資料展示保存施設の機能を十分発揮し、町民に学習しやすく親しまれる施設として、整備充実していきます。

また、老朽化や利用頻度の少ない施設の利活用や整理について検討を進めていきます。

【実践事業】

No	事務事業名	事業内容
1	社会教育推進事業	社会教育委員会・公民館運営審議会の運営、各種会議・研修会を通して職員の資質向上・他地域とも連携、PTA連合会への活動支援。
2	放課後子ども教室(キッズスクール)事業	子ども達の放課後や週末等の居場所づくりと地域の方々の参画を得ながら、体験活動、スポーツ・文化活動を実施。
3	青少年育成支援事業	青少年芸術劇場等の実施、子ども会活動・スポーツ少年団活動等スポーツ活動への支援、青少年健全育成推進協議会への活動支援。
4	森林環境教育事業	幼児から高校生までの幼児・児童・生徒に対して、成長に合わせた体系的なプログラムの実施。一般町民を対象とした「もりさんぽ」の実施。
5	はたちを祝うつどい	20歳をお祝いするとともに、生まれ育った郷土の理解を深める。また新成人同士の交流を図る。
6	生涯学習活動事業	公民館講座、マイプランマイスタディー事業への支援。
7	高齢者学級	上川管内高齢者学びの集い、四町高齢者大学(学級)交流会への参加。
8	図書室運営事業	図書・視聴覚教材を活用した生涯学習の推進を図る。

9	児童室運営事業	子どもの居場所となり、子どもの安定した日常の生活支援等を図る。
10	公民館・町民会館管理運営事業	生涯学習基盤整備、生涯学習の場、文化教養、町民交流の場の提供と施設維持管理。
11	公民館改修事業	施設設備更新・修繕を行い、快適な環境を維持する。
12	陶芸センター管理運営事業	陶芸活動の支援と施設維持管理。
13	未来人材育成事業	地域共育の推進、地域と学校の連携、小中高の連携、中高生の居場所づくり、大学生インターンシップ、キャリア教育

推進施策 4 生涯スポーツの振興

【展開方針】

(1) 健康スポーツの推進

生涯各期において、年齢・体力・運動能力にあった、だれでも気軽に仲間づくりをしながら楽しめる各種スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。

健康作りのための継続したスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

(2) 競技スポーツの向上

各種スポーツ少年団等への活動を支援することで、競技力向上と青少年健全育成を推進します。

また、下川町はノルディックスキーにおいて、世界に通用する選手を数多く輩出しており、引き続き幼小中高一貫による指導体制をさらに充実させ、子ども達の可能性を引き出し競技力向上に努めます。

【実践事業】

No	事務事業名	事業内容
1	スポーツ推進事業	生涯を通じてスポーツに親しむ機会を提供する。また、各種競技大会の運営と支援を行い、ノルディックスキー選手の育成・強化を図る。
2	体育施設管理運営事業	各体育施設の目的を充分果たし、安全にスポーツが行える環境整備と施設の維持管理を行う。
3	体育施設利活用検討事業	総合グラウンド等の利活用の検討、老朽化した施設について検討する。

推進施策5 芸術・文化の振興

【展開方針】

(1) 芸術文化活動の推進

幼児から高齢者が自主的に行う芸術・文化活動を支援することにより、創造性豊かな人づくりに努めます。

また、町民が生き生きと潤いのある生活を送るため、日頃鑑賞できない質の高い芸術・文化に触れる機会を提供します。

(2) 文化財の保護及び活用の推進

本町の歴史や文化を理解する上で重要な文化財は、地域の貴重な財産であることから、その学習機会の提供および保護、活用に努めます。

また、無形文化財である上名寄郷土芸能の活動機会の推進と、後継者養成に努めます。

【実践事業】

No	事務事業名	事業内容
1	町民文化・芸術事業	文化・スポーツ奨励賞、町民文化祭、ふれあいイベントの開催、文化協会の活動支援
2	ふるさと交流館管理運営事業	町の文化財である各種郷土資料の保護・活用事業、町指定文化財の保護と支援、ふるさと交流館の施設維持管理
3	札天山収蔵館管理運営事業	郷土資料の展示・保存施設の管理運営
4	旧菱光小学校管理運営事業	郷土資料の保存と施設管理運営

資料編

【用語解説】

ICT (P4)

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関する技術のことであるが、それにとどまらず、これらを活用した機器やサービスなども含む幅広い概念として使用されている。

GIGAスクール構想 (P4)

2019年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。GIGAは、Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）を意味する。

有害情報 (P4)

違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の観点から放置することのできない情報をいう。

ネット依存症 (P4)

SNSやネットゲームなどに熱中するあまり、自分の意思やまわりの忠告でやめられなくなったり、ネットと繋がっていないとイライラしたり不安になるなどの状態。

情報モラル (P4)

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、情報セキュリティについての理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

全国学力・学習状況調査 (P5)

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、国が平成19年度から実施している調査のこと。なお、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施している。

インクルーシブ教育システム（P5）

障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み。

キャリア教育（P6）

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

地域連携特例校（P7）

地域の教育機能の維持向上の観点や高校が地域で果たしている役割等を踏まえ、第1学年1学級の高校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校を、地域特例校に位置付け、地域連携協力校等の連携した教育活動などにより、教育環境の充実を図っています。

地域連携特例校：下川商業校等学校 地域連携協力校：土別翔雲高校

地域共育ビジョン（P7）

「2030年における下川町のありたい姿」の目標「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」をめざすため、学校・家庭・地域から集まった委員16人が地域で子ども達を育む環境をどのように創っていくべきか話し合い、策定されたビジョン。下川町の子どもたちが、先行きが不透明で変化の激しい時代にも、しなやかに対応し、挑戦、包容力や寛容性、先見性、創造性などの「下川らしさ」を引き継ぎながら、新しい地域社会をつくっていくために必要な環境や機会を、地域の大人として創り出していく。

S N S（P8）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。ネット上に自分の履歴書を載せ、共通の趣味などを持つほかの会員たちとメッセージをやり取りしながら、交友を広げられるもの。

ノルディックスキー（P9）

かかとが固定されないスキーを用いる北欧発祥のスキー種目で、競技としては、スペシャルジャンプ（飛躍）、クロスカントリースキー（距離）、ノルディックスキー・コンバインド（複合）

包摂的（ほうせつてき）（P11）

一つの事柄をより大きな範囲の事柄の中にとりこむこと。

E S D教育（P11）

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。E S Dとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことによって、それらの課題の解決につなげる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、E S Dは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

学際的（P11）

Interdisciplinary の略で、研究や事業がいくつかの学問分野にまたがること。

主体的・対話的で深い学び（P11）

児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習。

フィルタリング（P12）

インターネットのWeb ページを一定の基準により評価判別し、違法・有害なページ等を選択的に排除する機能。

個別の指導計画（P13）

幼児・児童生徒一人一人のニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法が盛り込まれた指導計画です。必要な支援（児童の課題）について、単元や学期、または、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導、評価、見直しを行います。

支援計画（P13）

障がいのある幼児・児童生徒（支援や配慮が必要な子も含む）の一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業、就労まで一貫して的確な支援を行うことを目的とするものです。（作成には、保護者の了承と参画が必要です。）

「個別の支援計画」は、保育、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関との連携協力が不可欠です。

特別支援教育相談員（P13）

小中学校を巡回し、教職員や支援員と連携して児童生徒等の実態把握や関係機関・保護者との連絡調整等を行います。

特別支援教育支援員（P13）

小・中学校の特別支援学級において（障がいのある児童生徒に対し）、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行います。

総合的な学習の時間（P13）

社会を生き抜く力を身に着けるためには、自ら考え解決する能力が必要であり、総合的な学習の時間においては、体験的な学習、地域や学校の特色に応じた学習などが行われています。下川町では、森林環境教育、うどん学習、アイスクャンドルづくりなどを行っています。

森林環境プログラム（P13）

下川町では、学校教育の中で継続的に学習を深めていくため、認定こども園から高校まで成長段階に合わせて目標を設定し、15年一貫の授業の中で森林環境教育を実施しています。

森林環境教育（P13）

身近な自然における学びと、地域の資源である森林を活かす仕事について理解を深めるとともに、森林の役割や地域の取り組みについて考える教育です。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（P14）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる制度。

販売実習会（P16）

下川商業高等学校では実践教育の一環として、1年生でインターンシップ及び企業訪問、2年生で商品開発を行います。3年生では会社のような組織を作って毎年6月に丸井今井札幌本店前で下川町の農産物や特産品の実習販売を行い、この行事を「販売実習会」と称します。

